

6. 事業内容	<p>(1) 「統合地雷処理課程」教育による能力構築支援</p> <p>(ア) CMAC が選考した機動小隊（被教育小隊）に対して統合地雷処理能力向上を狙いとする CMAC が認定した「統合地雷処理課程」の本格的教育を開始する。</p> <p>(a) 2014 年度事業で実施した教育準備、特に①教育体制への改編、②「統合地雷処理課程」教育体系・要領・各種教育資料の整備等の教育制度の確立、③教育予行、及び 2014 年度後半に実施中の機動小隊（被教育小隊）に対する課程教育（JMAS が CMAC に対して実施する一連の教育プログラム）の成果を拡充し、本格的な課程教育を開始できるよう、第 2 期事業の早期に同課程教育の体制を完整する。</p> <p>(b) 課程教育修了の認定制度として、教育修了者に CMAC からの「修了証」を授与するため、JMAS が実施する各種教育制度の CMAC による認定についても第 2 期事業の早期に完了する。</p> <p>(c) 10 月から CMAC が選考した機動小隊（年間で 2 つの小隊が対象）及び教官等要員に対して課程教育を実施し、CMAC の自立的処理能力の向上を図る。小隊の交代については、第 2 期事業開始の約 1 ヶ月前に確定するように努める。</p> <p>(イ) これまで実施している技術移転については、地雷処理小隊の各級指揮官に対し、以下の 2 つの課目を重点として集合訓練を実施するとともに、処理現場での巡回指導により継続して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ランドリリース等の処理技法に基づく地雷処理要領の移転 ○ 小隊内の管理者に対する管理技法の移転 <p>(2) 地雷処理</p> <p>教育現場のチェンミンチエイコミュン及びスナンコミュンにおいて、教育実習の一環として 279ha（予備地雷原 64ha を含む）の地雷処理の指導にあたる。</p> <p>(3) その他の活動（参考）</p> <p>(ア) 地域復興支援</p> <p>インフラ整備等を行う地域復興支援事業（「安全な村づくり事業」（SVC : Safety Village Construction)）を自己資金により継続実施する。</p> <p>(イ) CMAC による国際協力事業への支援</p> <p>CMAC が実施する南南協力事業に対して、CMAC から要請がある場合には、課程教育に支障がない範囲で所要の支援を行う。この際、高い練度を有する教導隊による処理要領の展示及び管理技法の教育支援を重視する。</p>
---------	---

<p>7. これまでの成果、課題・問題点、対応策など</p>	<p>(1) これまでの事業の成果</p> <p>(ア) 「統合地雷処理課程」教育による能力構築支援</p> <p>(a) ①教育体制への改編、②「統合地雷処理課程」教育体系・要領・各種教育資料の整備等の教育制度の確立、③教育予行等の教育準備（教育基盤の整備）を計画通り実施し、現在、これらに基づき、CMAC が選考した機動小隊（被教育小隊）に対する課程教育を実施中である。なお、2014 年度前期に教育した隊員の試験結果について、素養試験（平均）72%から修了試験（平均）81%へ向上した。</p> <p>(b) 技術移転の成果を拡充するため、課程教育以外の技術移転事業である集合訓練等について、集合訓練 2 回、巡回指導 1 回実施した。</p> <p>(イ) 地雷処理 教育実習として 145ha（2015 年 4 月末現在）の地雷原を処理し、地域住民が置かれている生活環境の安全性の向上及び社会資本の整備に寄与した。</p> <p>(2) これまでの事業を通じての課題・問題点及び今後の対応策</p> <p>(ア) 課程教育修了の認定制度として、教育修了者に CMAC からの「修了証」を授与するため、本課程を CMAC 正規の教育課程とすべく各種教育制度の認定について調整中である。 この対策として、遅くとも、9 月末までに認定手続きを完了する予定である。</p> <p>(イ) 教導小隊と機動小隊（被教育小隊）の編成が若干異なる（灌木除去機（BC）装備の有無）ことから、教育に若干非効率な面が見られる。この対応策として、CMAC の地方隊 DU-2 に BC×3 が増加配備されたこともあり、BC×1 を借用して機動小隊に配備できるよう CMAC と調整しつつ検討したが、為替レート（円安）の影響に伴い、BC 用燃料費の増加により申請額を上限（1 億円）以内に収めることが困難であり、機動小隊の改編については、次年度以降引き続き検討することとした。</p>
<p>8. 期待される成果と成果を測る指標</p>	<p>(ア) 期待される成果</p> <p>(a) 「統合地雷処理課程」教育による能力構築支援</p> <p>1 「統合地雷処理課程」教育に必要な①教育課目表及び教育順次表の作成、②各教育課目の教授計画・教育資料の作成、③教授計画に基づく教育予行の実施、④運用マニュアル（教範・教育資料）の制定等の各種教育制度が確立され、統合地雷処理教育の教官等の養成と相俟って、CMAC 自らによる持続的な統合地雷処理教育が期待できる。</p> <p>2 これまで 2 コ小隊であった事業（教育）対象の小隊を CMAC が選考した小隊に拡充することにより、統合地雷処理要領に習熟した指導者（指揮官）を増加することができ、CMAC 全体に統合地雷処理要領を普及することが可能となる。</p> <p>3 課程教育を修了した小隊の地雷処理実務を活動現場においてモニタリングすることにより、教育成果をフォローアップしつつ教育内容の修正を行う等教育効果を深化できる。</p>

	<p>(b) 地雷処理 地雷を処理することにより、地雷被害が減少し、地域住民の安全を確保することができ、跡地利用により地域の社会・経済発展を促すことができる。</p> <p>(イ) 成果を測る指標</p> <p>(a) 「統合地雷処理課程」教育による能力構築支援</p> <p>1 対象人員： 総計約 330 名</p> <ul style="list-style-type: none">○ 課程教育： 教導隊、2 コ機動小隊及び教官要員（隊員約 90 名）○ 集合訓練： CMAC の全地雷処理小隊各級指揮官：約 40 名○ 巡回指導： 6 個 CMAC 地雷処理小隊（全国、任意抽出）：約 200 名 <p>2 教育状況の評価 教育開始前に小隊（班）及び個人の素養試験を行い、当初の能力を把握するとともに、教育間に適宜の（実技）試験等により練度把握に努めつつ、教育修了時に修了試験を実施して教育成果を計数的（目標 80%以上）に評価する。</p> <p>(b) 地雷処理 裨益世帯数：426 世帯、裨益人口：1,716 人（女性 838 人）</p>
--	--